

福島県後期高齢者医療広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

(平成20年7月29日条例第5号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第292条の規定により準用する法第203条の規定に基づく議員報酬及び費用弁償について、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 福島県後期高齢者医療広域連合議会(以下「議会」という。)の議員がその職務に従事したときは、別表に定める議員報酬及び費用弁償を支給する。

(費用弁償)

第3条 議会の議員が公務のために旅行したとき、及び議会の招集に応じたときは、費用弁償として旅費を支給する。

(議員報酬等の支給)

第4条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償の支給については、次のとおりとする。

(1) 議員報酬は、年度ごとの額とし、その年度分を毎年度3月に支給する。ただし、広域連合長が特に必要があると認めるときは、それを分割し、又は支給月を変更することができる。

(2) 費用弁償は、その日数等に応じ、適宜支給する。

2 議会の議員が、新たにその職に就いたときの議員報酬はその職に就いた日の属する月から月割をもって支給し、その職を離れたときの議員報酬はその職を離れた日の属する月まで月割(算出額に円未満の端数が生じた場合は、円未満を切り上げるものとする。)をもって支給する。

(費用弁償等の種類及び支給)

第5条 議会の議員が公務のため旅行したときに支給する費用弁償の種類は、車賃、鉄道賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

3 公務上の必要により又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、路程100キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、前項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(費用弁償の支給方法)

第6条 費用弁償の支給方法は、一般職の職員の旅費の支給方法の例によるものとする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行の日から施行する。

別表（第2条、第5条関係）

区分	議員報酬額	費用弁償					鉄道賃、船賃、航空賃
		車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1泊につき)		食卓料 (1夜につき)	
				甲地方	乙地方		
議長	30,000円	37円	3,300円	16,500円	14,900円	3,300円	福島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第12号）の規定の例により算出して得た額。ただし、船賃の旅客運賃の等級に3階級の区分があつては、上級の旅客運賃の額
副議長	28,000円						
議員	25,000円						

備考 宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。